

教育



私立高等学校等授業料等補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申し込みください。

補助対象者

- (1) 令和3年10月1日において、私立高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)、中等教育学校の後期課程、または専修学校の高等課程に在学する生徒の保護者等
- (2) 授業料等の負担額が年額10,000円以上の方
- (3) 令和3年10月1日に本市内に住所を有する方
- (4) 令和3年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計が500万円を超えない方

なお、授業料等とは、授業料、入学金、教育充実費、諸会費、設備維持費及びこれらに類するもので、補助対象者が負担する経費を言います。

※公立・私立にかかわらず高等学校等を卒業、または修了したことがある生徒は対象外です。

補助金額 年額10,000円

申請方法 補助金交付申請書を学校教育課(本庁舎)、七宝・甚田寺市民

サービスセンター窓口へ提出、または学校教育課(本庁舎)に郵送してください。

令和3年1月2日以降にあま市へ転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、審査しますので、保護者全員の課税証明書が必要です。令和3年1月1日に住民票のある市町村で交付を受け、申請書に添えてご提出ください。非課税の場合は非課税証明書を提出していただく必要があります。また、対象生徒が成人の場合、生徒本人の課税証明書または非課税証明書が必要

申請期間

10月1日(金)～11月30日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜・祝日を除く)

問合先 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

外国人学校修学援助補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申し込みください。

補助対象者

(1) 令和3年10月1日に、外国人学校に在籍する幼児または高等学校生

徒の保護者等

- (2) 令和3年10月1日に、本市に住所を所有する方
- (3) 令和3年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計が500万円を超えない方

補助金額

幼児 年額12,000円

高等学校生徒 年額10,000円

申請方法 補助金交付申請書を学校教育課(本庁舎)窓口へ提出してください。

令和3年1月2日以降にあま市へ転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、審査しますので、保護者全員の課税証明書が必要です。令和3年1月1日に住民票のある市区町村で交付を受け、申請書に添えてご提出ください。非課税の場合は非課税証明書を提出していただく必要があります。また、高等学校生徒が成人の場合、生徒本人の課税証明書または非課税証明書が必要です。

申請期間

10月1日(金)～11月30日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜・祝日を除く)

問合先 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

寄附



寄附のお礼

株式会社久志本商會様
保育園・児童クラブのために
絵本25冊
フルミチ鍼灸院様
市内全小中学校のために
絵本17冊

ご厚意ありがとうございました。

問合先 総務課

☎444・1711

FAX 441・8330

